

〔 平成 29 年 3 月盛岡市議会定例会
提出発議案 〕

平成 29 年 3 月 27 日提出

発議案第 1 号 盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議案第 2 号 テロ等準備罪（共謀罪）法案の撤回を求める意見書について
（内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，法務大臣，外務大臣，
防衛大臣，衆議院議長，参議院議長）

※（ ）内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第1号

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	遠藤	政幸
賛成者	盛岡市議会議員	高橋	重幸
〃	〃	兼平	孝信
〃	〃	鈴木	努
〃	〃	宮川	寿
〃	〃	後藤	百合子
〃	〃	中村	亨
〃	〃	藤澤	由蔵
〃	〃	竹田	久純
〃	〃	天沼	久子
〃	〃	伊達	康子
〃	〃	庄子	治
〃	〃	守谷	志

盛岡市議会議長 菊田 隆 様

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市議会委員会条例（昭和31年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務常任委員会の項中「，国体推進局」を削り，同表教育福祉常任委員会の項中「保健福祉部」の次に「，子ども未来部」を加える。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市部等設置条例の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

発議案第2号

テロ等準備罪（共謀罪）法案の撤回を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	神部	伸也
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木	努
〃	〃	鈴木	礼子
〃	〃	高橋	和夫

盛岡市議会議長 菊田 隆 様

テロ等準備罪（共謀罪）法案の撤回を求める意見書

この間、三度も廃案になった「共謀罪」法案は、テロ等準備罪と名前を変えて今国会に提出されました。

共謀罪は、実際の犯罪行為がなくても、捜査機関が「犯罪を計画し、話し合った」とみなせば、実行しなくても処罰できるというものです。これは、犯罪の実際の行為のみを罰するという現行刑法の大原則に反するとともに、日本国憲法第19条が「侵してはならない」とする「思想及び良心の自由」を処罰の対象とする違憲立法です。

政府は、対象犯罪を原案の676から277に絞り、取り締まる対象を「組織的犯罪集団に限る」としていますが、法務省は、正当に活動する団体でも犯罪を行う団体に一変したと認められる場合には処罰の対象になりうるとの見解を示しました。この「一変した」と判断するのは捜査機関であり、捜査機関の解釈や裁量で一般組織・一般人も対象になる危険があります。また、政府は、「国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を批准し、テロを防ぐために必要だ」と説明をしてきましたが、国連広報センターが掲げるテロ防止のための条約14本にTOC条約が「含まれていない」ことを岸信夫外務副大臣も認めました。

既に法案の必要性の根拠が崩れているとともに、国民の思想や内心まで取り締まり、物言えぬ監視社会を作ろうという「共謀罪」法案は、まさに現代版「治安維持法」というべきものであり、法案の撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年3月27日

盛岡市議会